

2部提出

鹿児島県教育委員会 殿

住所 開発地の地権者又は
氏名等 事業を実施する者

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について (届出)

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のため発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり届け出ます。

記

Table with 10 rows and 2-4 columns. Rows include: 1 所在地 (地番), 2 面積 (土地の面積), 3 土地所有者 (氏名等: 申請者と土地所有者が異なる場合は「届出について了承済」と記入。住所:), 4 遺跡の種類 (散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 地下式横穴墓 地下式板石積石室 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()), 遺跡の名称 (遺跡), 遺跡の現状 (宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()), 遺跡の時代 (旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 その他 ()), 5 工事の目的 (道路(農道除く) 農道 鉄道 空港 河川 ダム 宅地造成 区画整理 公園造成 学校 住宅 工場 その他建物 () ガス 電気 水道 土砂採取 農業関連(農地整備等) 観光開発 その他開発 ()), 工事の計画 工事の方法 (ベタ基礎 GLから〇〇mm 盛土 or 切土 など), 6 工事主体者 (氏名: 工事実施事業者など。決まっていない場合は未定と記入。住所:), 7 工事担当者 (氏名: 工事実施事業担当者など。決まっていない場合は未定と記入。住所:), 8 着手予定時期 (令和 年 月 日), 9 終了予定時期 (令和 年 月 日), 10 参考事項

Table with 4 columns: 鹿教文第 号・ 年 月 日, 市町村文書番号, 指導事項 (発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()), 起案, 決裁, 発送, 引継

【注意事項】

- ① 太線内は届出者が記入。
② 遺跡の種類・現状及び工事目的欄は、該当事項を○で囲み、該当項目がない場合は()内に記入。

【関係書類】 ※A4判に統一する。

- ① 埋蔵文化財包蔵地の位置を記入した地形図(25,000分の1)。 工事計画平面図及び位置図
② 工事計画平面図に工事に係る埋蔵文化財包蔵地の範囲を記入した図面(1,000分の1又は2,000分の1)。
③ 土木工事等の種類が道路工事等の場合には標準断面図。 建物等の断面図